小規模事業者等応援臨時給付金について

新型コロナウィルス感染症拡大により影響を受けた市内の小規模事業者等に対し、事業継続等の取組を応援するため給付金を支給します。令和2年度の小規模事業者等応援臨時給付金を受けた方も対象です。

〇給付額: 1事業者に対し5万円

○対象者: 市内で事業を行っている、従業員数 20 人以下の

小規模事業者(法人・個人事業主、NPO法人)

創業1年未満の小規模事業者等も対象となります。

※事業収入が収入全体の50%未満の場合は対象外です。

※対象外となる事業者

・宗教法人、学校法人、一般社団法人、一般財団法人等

・農業、林業、漁業・暴力団員又は暴力団と関係する者

○給付要件 : ①令和3年4月以降のいずれかの月の月間売上高が前年同月

又は前々年同月の売上高に比べ、15%以上減少したこと。

②市内に本店又は主たる事業所を有すること。

③市税(到来した納期限のもの)に滞納がないこと。

④申請日に営業を営んでおり、今後も継続する意思があること。

〇申請方法 : 原則郵送申請

新型コロナウィルス感染症拡大防止のためご協力をお願いします。

【郵送先】〒367-8501 本庄市本庄 3-5-3

本庄市役所商工観光課(応援臨時給付金申請担当)宛

〇申請期間 : **令和3年11月1日(月)~令和4年1月31日(月)**

(当日消印有効)

○問い合わせ先 本庄市役所経済環境部商工観光課

電話: 0495 (25) 1174 (25) 1175

- ※給付金は課税対象となります。
- ※その他、詳細事項については、本庄市ホームページをご確認ください。

問合せ先

〇本件記事に関すること 本庄市経済環境部商工観光課 担当:仲原

電話:0495(25)1174・1175

〇広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当:鳥羽

電話 0495(25)1155